

## 平成21年2定厚生常任委員会

鈴木（ひ）委員

公明党県議団として、本委員会に付託された平成21年度一般会計予算をはじめとする諸議案について意見を申し上げます。

まず、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例についてであります。これにつきましても、私は自分の言葉でお話をさせていただきたいと思っております。

私は、今般このような形で修正案が出たことは大変に良かったと思っているところでございますが、その中でこれからこの条例の実際の施行という問題になっていったときに、果たして県民に混乱が起こらない状況下で、これができるように、何とかまた御努力を賜りたいというお願いが1点ございます。何なのかと申しますと、今般のこの議会で、本来でしたら予算と同時に皆様方からの通報も含めた具体的な施行策について、そういうものが出てくるものだと思って楽しみにしておりましたが、それが出来ないまま、ある意味ではこの条例の中で書かれていること等々が字づらだけで終わることを私はすごく心配しています。

例えば、分煙という問題につきましても、確か過去の論議の中で商工労働部が施設の約120平米で分煙をした場合の費用は約百数十万円から約500万円かかる、こういう状況下や、また今般の予算委員会において、確か商工労働部だったかと思っておりますが、2月から始まった経済状況というものは大変に厳しい状況を迎えているという現在の経済状況下にあって、果たして分煙という施設の進め方というのが、このままいくのであろうかという思いがあるのと同時に、もう一つ忘れてはならないことは、分煙を設置したことは、それでいいんですが、例えば、今度、実質的にその事務所等々を借りていた、また部屋を借りていた場合には、もしそこが退去しなければならない場合には、そのリカバリーというのが起こる。ということは裏を返せば100万円から500万円というお金に掛ける2というようなもの以上のもが出るかもしれないと、そういう分煙という観点からの問題があるのではないのか。

二つ目には、また罰則というものにつきましても、私は何度か申し上げました。どのような通報体制になっているのか、当局やまた知事からは、これに対して過料は取り締まるものではないのだと、こういうお話がありましたが、条例にこのように書かれている以上、どのような形で通報体制がなされるのかということが、いまだに明示されないまま、このまま条例がどのような形になっていくのかということの一つ心配している観点から、具体的に、二、三申し上げておきたいと思っております。

今申し上げました通報体制の中で、先般も質問させていただきましたが、土日を含めた夜間の体制、その中で、万が一、すごく心配していますことは、御答弁等々にもありました。それに対しては夜間等々は警備員等々がまず取るんだというお話もございましたが、それに対して実際に通報されている方は我が身の危険等々も感じながらも、受動喫煙という害に遭っているんだという、ある意味では大変に切実

な思いで通報される方がたくさんいらっしゃるのではないか。そのときにどのような形で真しに対応するのかという問題は、絶対に私は100%起こるであろう。それに対して果たして取り締まるだけの問題ではないのだという、そういう論議が果たして通るのであるかということが1点。

第2点目は、私も今般のこの議会で御指摘申し上げました、今回の条例でいきますと喫煙禁止区域において万が一喫煙をされていた方が未成年で、なおかつ学生であったといった場合には、果たして未成年者喫煙禁止法ということに抵触するとともに、学校との連携はどうするのか、こういう問題も、すぐに施行と同時に出てくるのではないかと心配しているところでございます。

以上のところ、しっかりまた今後詰めていただきまして、今般の条例案につきましても、修正案に賛成すると同時に、修正案以外の部分につきましても賛成する次第でございます。

第2点目は、新型インフルエンザ対策についてであります。

この件につきましては、毎回、当常任委員会で取り上げさせていただいておりますし、本会議の場でも、9月定例会の代表質問で、私が、また本定例会の場におきましても、我が党の藤井議員が代表質問の中で取り上げてまいりました。これまでの委員会での議論を踏まえ、昨年12月には、県の第3次行動計画が取りまとめられたところでありますが、策定に至るまでの当局の御苦勞には敬意を表するところであります。

しかしながら、市町村への支援という観点で、本県の行動計画には具体性が欠けているということをまず指摘したいと思っております。例えば、既に行動計画を策定している群馬県のものを見ても、介護保険事業者と連携しての要介護者等のいる家庭の把握、食料供給等に対して、構築上の注意点などの具体的内容が、市町村マニュアル作成上の留意点として記載されているという事実。またひるがえって本県の行動計画では、新型インフルエンザの発生の段階に応じた対策を講じるために、市町村が取り組む行動計画の策定や対策マニュアルの作成に対して、情報提供など必要な支援を行う、あるいは県民の不安を軽減するため、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁及び保健福祉事務所に設置し、保健所設置市、市町村等とも連携して適切な対応を図るなど、漠然とした内容にとどまっています。今後は、先駆的に取り組んでいる自治体などの情報を集め、市町村に紹介するなど、もっと県として、市町村の計画、マニュアル策定を支援し、連携していくべきであるということを提言として強く申し上げておきます。

また、新型インフルエンザ対策においてポイントとなるのは、市町村との関係がどうなるのか、それから県民に対してどれだけの啓発ができるかということであり、また、新型インフルエンザはどのような病気なのか、どの程度の感染が予測されるのか、国や県、市町村はどのような対応を行うのかなど、発生時の急激な感染拡大の阻止やパニックを防止するため、平時から正しい知識や予防措置を啓発することこそが最も重要であると考えます。

小樽市では、一般市民向けの新型インフルエンザガイドラインを発行し、一般書店で配布していると聞いておりますが、こうした方法は非常に有効であると認識しておりますので、本県においても、こうしたガイドラインの作成や広報、周知など、市町村とよく連携して、県民向けの取組を強化されることを要望いたします。

併せて、パンデミック時のパニック状態への対処などの観点から、警察や消防をはじめ、他の機関ともよく連携、協力して、取組を進められるよう要望いたします。

3点目は、在宅重度障害者等手当の見直しについてであります。本県では、障害福祉分野の施策制度がまだ十分に整備されていなかった昭和44年から在宅重度障害者に対する手当支給を開始し、障害者御本人とその家族への支援に取り組んでこられました。その後、障害福祉制度が措置制度から支援費制度、そして現在は障害者の地域生活移行を目指す障害者自立支援法へと変容する中で、一律の現金給付を見直して、重度重複障害をお持ちの方に重点化するという県の考え方は理解いたします。

しかしながら、ここで重要なのは、見直しのための約40億円という財源をどのように使うのかということにあります。今回、御報告いただいた新たな障害者地域生活支援策の構築では、かながわの障害福祉グランドデザインに掲げられた住まい、生きがい、支え合いの理念に沿った形で、居住支援や日中活動支援、バリアフリーの推進などに取り組んでいくとの御説明がありました。これらをはじめ、資料に記載されていた検討事項は、いずれも喫緊の課題であるということは理解できます。しかし、現下の経済危機の中、障害者の方々の生活を考える上で、40億円の財源をどう使っていくのかという議論を更に深めていくということも大変に重要ではないかと思っております。こうした取組を円滑に実施するためにも、こうした見直しの財源の有効性ということに、より一層論議をまた深めていってはいかがかということで、併せて幸いにも実施まで1年という月日があるわけで、もう少し施策の議論を深めていくことが大事だと思ひ、継続審査を要望するところでございます。

4点目は、食の安全・安心についてであります。

平成19年から頻発しております食品偽装をはじめ、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案の発生、さらには残留農薬等の問題から、食料にしないことを条件に販売された事故米を食用に転用する不正規流通事案が明らかになるなど、現在、県民の食に対する信頼が大きく揺らぐ事案が多発しております。このような状況下で、安心して食生活を送りたいという県民の期待が以前にも増して高まっておりますので、県として、しっかりした取組を進めることが大事だと考えております。

県では、これまでも部局横断的な庁内組織である神奈川県食の安全・安心推進会議を設置し、毎年度、食の安全・安心の取組みを策定するなど、食の信頼を回復するための検討が重ねられてきたところであります。さらに、県では、食の安全・安心に万全を期すために、単年度の緊急的な取組の対応に加え、3箇年の基本指針を策定するとともに、神奈川県食の安全・安心推進条例（仮称）の制定に向けた検討を開始し、今回、条例素案等の報告を頂いたところであります。

特に、条例素案につきましては、本県独自の規制的措置も盛り込みながら、食品衛生法、食品安全基本法を補完するものとして、食の安全・安心の確保と県民の健康の保護に寄与すること及び食品関連事業者に対する県民の信頼を高めることを目的としており、その方向性は県民ニーズにかなったものであると考えております。

しかしながら、食の安全・安心に関しては、原産地表示、食品添加物、遺伝子組換え、消費・賞味期限表示の問題など、環境農政部の所管となるJAS法との関係が大変分かりにくく、県民が混同している部分も多くあるのではないかと考えるところでございます。今後の条例の制定や基本指針、さらには毎年度の実行計画を策定するに当たっては、県民に分かりやすいものにしていただくことが必要であります。また、施策の実施に当たっては、国とのかかわりなども明らかにしていただく必要があると考えます。

県民にとって、どのような事案に対して、どこがかかわって、どこが所管しているのかが分かりにくい。そのようなところから少しでも県民に分かりやすくしていただくよう要望いたします。

第5点目は、自殺対策についてであります。

自殺対策につきましては、私は9月定例会の代表質問におきまして、自殺予防対策センターを設置すべきという提言をさせていただきましたが、平成21年度当初予算案には、かながわ自殺予防情報センター（仮称）の設置等に関する事業費が計上されており、この件については一定の評価をするものであります。ただし、常任委員会資料を拝見すると、その中には遺族支援の充実もうたわれておりますが、この資料からだけでは、具体的に、どのような遺族支援が図られるのか見えてきません。かながわ自殺予防情報センターにおいて、どのような遺族支援に取り組もうとしているのかを明らかにし、自殺者遺族の方々にお知らせをして、支援を受けられるようにすべきであります。

また、自殺問題に関しましては、行政の遺族対策は非常に遅れていると言われております。犯罪被害者に対する支援につきましては、経済的支援、精神面での支援を図ろうとする施策が当初予算に盛り込まれるなど、支援の動きが具体化している一方で、自殺者遺族に対してはそのような動きはありません。

本県の自殺者の特徴として、働き盛りで、一家の大黒柱の方の割合が多いと聞いておりますが、一家の大黒柱が亡くなれば、精神的にも経済的にも遺族の方がどんなに苦しむか想像に難くありません。犯罪被害者等への支援と同様に、自殺遺族の方々にも支援の手を差し伸べていくべきと考えております。

また、遺族支援を実施するに当たっては、県所管域、横浜市、川崎市が、それぞれらばらに行うべきでありませぬ。今後は、両政令市とも力を合わせ、連携し、遺族の苦しみを理解して、よりきめ細かい充実した支援を行っていただくよう要望いたします。

次は、病院事業庁の所管事項について申し上げます。

今定例会の代表質問において、我が会派の藤井議員が、芹香病院の耐震化について質問をしましたが、私も、先日、芹香病院を含めた精神医療センターを視察し、

施設の老朽化に驚きを禁じ得ませんでした。精神医療センターについては、新たな精神医療に対応するため、施設全体を総合整備する予定であり、このため現時点においては、大規模な耐震改修を進められないということではありますが、そのような中、サービス棟、管理診療棟への対応を早急に検討していくことについては、一定の評価をいたします。公共施設、ましてや病院の耐震化対策は、患者の安全確保の観点からも喫緊の課題でありますので、少しでも速やかに対応していただくよう要望いたします。

また、近年、心身喪失等の状態で重大な他害行為を犯した者を受け入れる医療観察法の指定入院医療機関が全国的に不足しているとのことでもあります。このことについても、精神医療センターの総合整備において、本来の病棟整備と合わせ、医療観察病棟の建設も検討していくということでもありますので、必要な施設の整備にしっかりと取り組まれることを要望いたします。と同時にITを駆使したインフラ、また体制の整備、また構築に取り組み、コスト、情報の観点から技術革新に取り組まれることを強く要望しておきます。

最後でございますが、県立病院の独立行政法人化につきまして定款等々が出ました。私も数多くの陳情を頂戴し、どうかまた独立行政法人化に向かって、病院のクオリティーが下がるのではないかと、また国立横浜南病院の閉院等々と合わせて、コストが重点化されて、合理化等々によって病院の育成ということに対して、大変に県民の方々、また関係者の方々の憂慮があるかというふうに思います。この点もしっかりまた見ていただきまして、独立行政法人化の更なる県民への広報に努められることをお願いいたしまして、私の意見発表とさせていただきます。